

令和2年第10回 築上町農業委員会定例総会 議事録

1. 開催日時 令和2年10月7日(水) 午前10時00分～
2. 開催場所 築上町役場築城支所 2階第4・第5会議室
3. 出席委員 9(名)

出欠	役職	議席	氏名
出席	会長	14番	蛭崎 正徳
出席	副会長	13番	吉留 福生
出席	委員	1番	出口 貞味
出席	委員	2番	宮野 葵
欠席	委員	3番	蛭崎 幸生
出席	委員	4番	椎野 洋文
出席	委員	5番	横山 員伸
出席	委員	6番	西田 浩二
出席	委員	7番	小野 俊明
出席	委員	8番	椎葉 千亜紀
欠席	委員	9番	奥本 速雄
出席	委員	10番	後藤 聖四郎
出席	委員	11番	築別 修一
出席	委員	12番	吉田 俊明

4. 事務局 事務局長 鍛冶 孝広
事務局 江本 昭二郎
柴田 歩美

5. 議事日程

- 第1 会議録署名委員の指名について
- 第2 議案第1号 農地法第3条の規程による許可申請について
- 第3 議案第2号 農地法第4条の規程による許可申請について
- 第4 議案第3号 農地法第5条の規程による許可申請について
- 第5 報告事項
- 第6 その他

6. 会議の概要

会議の概要については次のとおり。

令和2年 第10回 築上町農業委員会定例総会 会議の概要

議長（蛭崎会長） ただいまの出席委員数は、9名です。定足数に達していますので、ただいまから令和2年第10回築上町農業委員会定例総会を開会いたします。

日程第1、会議録署名委員の指名について

議長（蛭崎会長） 会議録署名委員は、築上町農業委員会総会会議規則第20条第2項の規定により、10番：後藤委員と11番：築別委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

日程第2、議案第1号

議長（蛭崎会長） 日程第2、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局に議案の朗読をお願いします。

事務局 【 議案朗読 】

議長（蛭崎会長） 事務局の朗読が終わりました。議案第1号の1、申請人：■■■■さんの件について、事務局から説明をお願いします。

事務局 この案件につきましては、有安公民館から西に95mと北に290m程行った所にある農地です。今回、所有者の■■■■在住の■■■■さんが、■■■■さんに贈与し、農地管理を任せるものです。取得農地を全て利用すること、地元の関係等も問題ないこと、下限面積も超えていることから、許可要件を全て満たしていると考えます。農地法第3条許可に相当するものと思いますので、よろしく審議をお願いします。

議長（蛭崎会長） これより審議に入ります。
ただいまの1番申請について、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 譲受人は豊前市在住のようですが、申請地まで通って耕作するのですか。年齢的にも大丈夫なのでしょう。

事務局 譲受人は現在豊前市で5反ほど耕作しており、また、譲渡人は姉弟で、申請地付近に弟が中津に引っ越したので、豊前に住む姉が通ってつくることになりました。

議長（蛭崎会長） 他にご意見、ご質問はございませんか。

委員 「なし」

議長（蛭崎会長） 質問等ありませんので、お諮かりいたします。
議案第1号の1については、許可することに、ご異議ございませんか。

委員 「異議なし」

議長（蛭崎会長） 異議なしと認めます。
日程第2、議案第1号の1、農地法第3条の規定による許可申請は、可決、決定、許可することといたします。
続きまして、議案第1号の2、申請人：[]さんの件について、事務局から説明をお願いします。

事務局 この案件につきましては、上り松公民館に隣接した農地と南西に81mと460m、東に140m程行った所にある農地です。今回、所有者の[]
[]在住の[]さんが、[]さんに贈与し、農地管理を任せるものです。取得農地を全て利用すること、地元の関係等も問題ないこと、下限面積も超えていることから、許可要件を全て満たしていると考えます。農地法第3条許可に相当するものと思いますので、よろしく審議をお願いします。

議長（蛭崎会長） これより審議に入ります。
ただいまの2番申請について、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 「なし」

議長（蛭崎会長） 質問等ありませんので、お諮かりいたします。
議案第1号の2については、許可することに、ご異議ございませんか。

委員 「異議なし」

議長（蛭崎会長） 異議なしと認めます。
日程第2、議案第1号の2、農地法第3条の規定による許可申請は、可決、決定、許可することといたします。

日程第3、議案第2号

議長（蛭崎会長） 日程第3、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局に議案の朗読を求めます。

事務局 【 議案朗読 】

議長（蛭崎会長） 事務局の朗読が終わりました。
議案第2号の1、申請人：[]さんの件について、宮野委員さんから説明をお願いします。

2番（宮野委員） この案件につきましては、湊公民館から南西に160m程行った所にある農地です。申請地農地区分は、第1種区分に該当しますが第1種農地の例外規定、農業用施設により、転用可能な農地と考えられます。今回、申請人の[]さんが、申請地を農業用倉庫及び駐車場、苗床置き場にするものです。事業の目的、面積、場所等妥当であります。農地法第4条許可に相当するものと思いますので、よろしく審議をお願いします。

議長（蛭崎会長） これより審議に入ります。
ただいまの2番申請について、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 「なし」

議長（蛭崎会長） 質問等ありませんので、お諮かりいたします。
議案第1号の2については、許可することに、ご異議ございませんか。

委員 「異議なし」

議長（蛭崎会長） 異議なしと認めます。
日程第3、議案第2号の1、農地法第4条の規定による許可申請は、許可相当として、県知事に意見を進達いたします。

日程第4、議案第3号

議長（蛭崎会長） 日程第4、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局に議案の朗読を求めます。

事務局 【 議案朗読 】

議長（蛭崎会長） 事務局の朗読が終わりました。
議案第3号の1、申請人：[]さんの件について、宮野委員さんから説明をお願いします。

2番（宮野委員） この案件につきましては、町立椎田中学校から北東に240m程行った所にある農地です。申請地農地区分は、生産性の低い小集団の農地で、第2種に該当する農地と判断します。今回、申請人の[]さんに[]
[]在住の[]さんが土地を売買し、太陽光発電設備にするものです。事業の目的、面積、場所等妥当であります。農地法第5条許可に相当するものと思いますので、よろしく審議をお願いします。

議長（蛭崎会長） これより審議に入ります。
ただいまの1番申請について、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 「なし」

議長（蛭崎会長） 質問等ありませんので、お諮りいたします。
議案第3号の1については、許可することに、ご異議ございませんか。

委員 「異議なし」

議長（蛭崎会長） 異議なしと認めます。
日程第4、議案第3号の1、農地法第5条の規定による許可申請は、許可相当として、県知事に意見を進達いたします。
続きまして、議案第3号の2、申請人：[]
[]さんの件について、事務局から説明をお願いします。

事務局 この案件につきましては、日吉神社から東に490m程行った所にある農地です。申請地農地区分は、第1種区分に該当しますが、第1種農地の例外規定、農畜産物販売施設により、転用可能な農地と考えられます。今回、申請人の[]
[]さんに、[]
[]が土地を売買し、農産物直売所を建設するものです。事業の目的、面積、場所等妥当であります。農地法第5条許可に相当するものと思いますので、よろしく審議をお願いします。

議長（蛭崎会長） これより審議に入ります。
ただいまの2番申請について、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 「なし」

議長（蛭崎会長） 質問等ありませんので、お諮りいたします。
議案第3号の2については、許可することに、ご異議ございませんか。

委員 「異議なし」

議長（蛭崎会長） 異議なしと認めます。
日程第4、議案第3号の2、農地法第5条の規定による許可申請は、許可相当として、県知事に意見を進達いたします。

日程第5、報告事項

議長（蛭崎会長） 報告事項を議題とします。事務局に議案の朗読を求めます。

事務局 【 報告事項一括朗読 】
1. 農地法第18条第6項の規定による合意解約 0件
2. 農業耕作者・管理者名義変更届出 5件
3. 農地法施行規則第29条第1項届出 0件
4. 農地改良行為届出 0件

議長（蛭崎会長） ただいまの議案についてご意見、ご質問はございませんか。

委員 「なし」

議長（蛭崎会長） 質問等ありませんので、異議なしと認めます。

議長（蛭崎会長） 以上をもちまして、令和2年第10回築上町農業委員会定例総会の議事はすべて終了しました。これにて閉会といたします。

令和 年 月 日

上記のとおり相違ありません。

署名委員

10番委員（後藤 聖四郎 委員）：

後藤 聖四郎



署名委員

11番委員（築別 修一 委員）：

築別 修一

